

平成 30 年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日 時 平成 30 年 12 月 27 日（木）午後 1 時 30 分から午後 5 時まで

2 場 所 宮城県庁行政庁舎 9 階 第一会議室

3 出席委員（12 人）

(1) 常任委員（11 人）

石井 慶造 東北大学 名誉教授
伊藤 晶文 山形大学 人文社会科学部 准教授
太田 宏 東北大学高度教養教育・学生支援機構 助教
永幡 幸司 福島大学共生システム理工学類 教授
野口 麻穂子 森林総合研究所 東北支所 主任研究員
平野 勝也 東北大学 災害科学国際研究所 准教授
牧 雅之 東北大学学術資源研究公開センター植物園 教授
柳澤 文孝 山形大学 理学部 地球環境学科 教授
山本 和恵 東北文化学園 科学技術部 建築環境学科 教授
山本 玲子 尚絅学院大学 名誉教授
由井 正敏 一般社団法人 東北地域環境計画研究会 会長

専門委員（1 人）

原 猛也 公益財団法人海洋生物環境研究所 フェロー

(参考)

傍聴者人数：6 人

4 会議経過

(1) 開会 司会（大内副参事兼課長補佐（総括担当））

審査会は 13 人の常任委員及び 2 人の専門委員で構成されているが、本日は、常任委員 13 人中 11 人の出席(開会時点)のため、環境影響評価条例第 51 条第 2 項により、会議の成立を報告した。

また、県情報公開条例第 19 条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、うち、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第 8 条及び情報公開法第 5 条に基づき非公開となることの確認を行った。

(2) 挨拶（金野環境生活部次長（技術担当））

本日は、年末のお忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政につきまして、日頃から御協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、「第 5 次エネルギー基本計画」に基づき、太陽光や風力といった再生可能エネルギーを主力電源化するための取組が推進されております。また、本県に

においても、本年 10 月に新たな「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」を策定し、2030 年の目標年に向けて、再生可能エネルギーの導入促進に向けた施策を展開することとしております。

一方、環境省では、太陽光発電施設等の環境影響評価の基本的考え方に関する検討会を設け、太陽光発電事業を環境影響評価法の対象事業とすべく検討が進められており、今年度中に報告書が取りまとめられることとなっております。

本審査会におきましても、再生可能エネルギー関係事業の審査案件が増えており、本日も 2 案件が再生可能エネルギー関係事業となっております。

本日は、最初の特定環境影響評価を行いました「石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業」の事後調査報告案について御報告させていただいた後に、昨年度審議いたしました「石巻港バイオマス発電事業」の環境影響評価方法書について、一部対象事業実施区域に変更がございましたので、あらためて諮問させていただきます。最後に、「白石越河風力発電事業」の環境評価方法書について、諮問させていただきます。

詳細につきましては、後ほど説明させていただきますが、活発な御議論がなされることをお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 審議事項

【司会（大内副参事兼課長補佐（総括担当））】

それではこれから議事に入りたいと思いますが、環境影響評価条例第 51 条第 1 項の規定により会長に議長をお願いしたいと存じます。山本会長どうぞよろしく申し上げます。

【山本会長】

それでは、議長を務めさせていただきます。審議事項（1）の『石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業 特定環境影響評価事後調査報告書案について』の審議に入ります。参考人の方の入室をお願いいたします。

<参考人（事業者）入室>

【山本会長】

本件につきましては、希少種の生息場所の特定につながる情報は含まれておりますことから、希少種の報告の際は、退席していただくこととなりますので、御了承願います。

それでは、先ず希少種に関係しない部分について、事務局から説明願います。

【事務局 渡邊主任主査】

報告事項 石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業 特定環境影響評価事後調査報告書案について

○資料 1-1 について説明。

【参考人】

報告事項 石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業 特定環境影響評価事後調査報告書案について

○資料 1・2 について説明。

【山本会長】

説明ありがとうございました。それでは、委員の方々からの御意見をいただければと思います。

【永幡委員】

道路交通騒音について、概要版の9頁。結局のところ、蛇田中学校のところは、道路交通騒音を計れていないわけですね。周りの工事の音が大きすぎて。工事中のところは。

【参考人】

道路交通騒音として。

【永幡委員】

結局はバックグラウンドの方が大きいから、道路交通騒音自体がどれだけ出ていたか分からないですね、これ。

【参考人】

複合的な騒音になっているのは事実です。

【永幡委員】

ですので、車の台数は分かっているわけですから、それでだいたいどれくらいだったのかを試算して、飛び抜けて変なことになってないということを確認の方がよほど大事ではないですか。要するに、環境的に、結局計れないので、どれだけ出ているか分かりませんという話で、まあでも良かったねという話だと、あんまり事後調査する意味がなくて、せっかく車の台数は計っているわけですから、複合的に計っているからこれくらいになっているけども、その中で車の寄与はだいたいこのくらいと考えられて、なので問題ないというロジックにしておかないと、何のために調査したのか分からない気がします。

【参考人】

はい。御指摘いただきありがとうございます。確かに、そうした交通騒音の影響を純粹に取り出すためには、おっしゃるとおり工事による影響というのは除外するなり、シミュレーションで試算するなりすることが考えられると思います。今後の参考にさせていただければと思います。

一方で、複合的な影響も、ある意味モニタリングする意味はあるかと思っております。

【永幡委員】

複合的な影響を無視していいという話をしていてはなくて、複合的な影響に関しては、複合的な影響として評価すべきで、その中で車自体も、道路交通騒音自体もある程度押さえておかないとまずいでしょうという話も一方であるから、もともとアセスをしているわけですね。なので、それと対応した時に、計れないから、このように複合してしまって確定することができないので、一応試算するということになりました。それを、このような実測結果と比較すると道路交通騒音は問題ないですというロジックで攻めてもらわないと、結局、もともとの評価はちゃんとしたのどうなのという話が、評価しようがないですね。なので、できる限りの中で最上限の、ここまでできるというのを突き詰めたものを持ってきていただかないと、なんのための事後調査か、本当にただ計りましたで終わってしまいますから、それは避けていただきたいと思います。

【参考人】

はい。

【柳澤委員】

概要版6頁のSPMのところですけど、工事最盛期と完了した後の石巻局と事業区域の比較が載っていますが、どっちにしてもほぼ一緒に、連動して動いているということではないかと思います。3.4kmの範囲ですから。石巻と同等というか、その地区がそうだという以外のなにもものないと思います。同等だから良いか悪いかということはともかくとして、この距離のところではほぼ同等でしたということ以上のことはないのではないかと。良い悪いというのは、ここで言っても意味はない気がします。

【参考人】

御指摘ありがとうございます。

【山本会長】

他にはいかがでしょうか。

【由井委員】

概要版4頁。希少種の名前は出ませんが、ビオトープについて質問です。植物のところに、ビオトープ公園に移植していると書いてありますが、その位置が報告書中ではっきりしないので、例えば本編の9頁に設計図と写真がございしますが、これのどこに移植場所があるのか教えていただきたいと思います。

【山本会長】

その件については、後ほど希少種に関する質疑でお願いいたします。

【由井委員】

分かりました。

【山本会長】

準備書に関しての答申のところで温室効果ガスについて、土地の供用に伴う温室効果ガスの発生について予測してくださいと申し上げて、確か取り組んでいただいた経緯があるかと思えます。それに関しては、色々な温室効果ガスの低減にいかに関心しているかということ、最終的には事後調査で報告していただきたいという思いを込めて答申を出させていただいたはず。それで、これは報告義務はないということですが、例えば、2015年7月以降に建築物省エネ法で大きな建物に関してはCASBEEの資料を添付しなければいけないとか、そのようなことがあったかと思えます。これは、もともと土地区画整理事業ですが、石巻市で供用後の影響も大きいので、大きな団地造成ということになりますので、それも推計しますという話がありましたので、今この段階で事後のところ、ある意味では作って確定した段階になります。それで、前回もそのようにしていただいたので、できればこういう大きな造成地を作ったことによって、どのような変化があったのかということを押さえていただけるといいかなということ期待してはいたけども、無かったのですが、この点に関してはいかがでしょうか。

【参考人】

特定評価書の最後に、補足資料としてCO₂削減の試算を掲載いたしました。その後、実際どうだったかというところは、追えずにきておりました。

【山本会長】

つまり、それを追わなかったら最初に掲載していただいた意味がないわけですよ。それではもったいないなと思っております。この点に関して、できれば試算したものをどこかに出していただければと思います。

【参考人】

持ち帰って検討いたします。

【平野委員】

私はあちら側の人間なので、本来は発言しない方が良いのかもしれませんが。私も随分この土地区画整理事業にはコミットしましたので、1点だけ。今回、大気質の関係でSPMと降下ばいじんは見ておられますが、現地に私は随分行っていますが、砂塵が凄かったですよね。クレームも市役所の方に来ていたと聞いていますけど、粒が大きいので、そもそもここには入ってこない世界のような気もしますが、何か一言くらい触れておいた方が、ほぼ問題ありませんでしたと数字の上で見えてしまうのは、あれだけ酷かったのになと思うのですが、その辺はしょうがないんですかね。

【参考人】

環境保全措置として、飛散防止剤を散布したりという措置をとった結果、SPMあるいは降下ばいじんとしては検出されてはいなかったということになります。

【平野委員】

でも、いっぱい飛んでいたような気がするのだけど。測定としては、測定していないからしょうがないのだけど、住民からもクレームが来て困っているという話も聞いていて、工事業者も対応したと聞いていますけど、そういうこと一言触れてから、ただ細かな物質は全然問題なかったという方が素直かなと。市民が見ると怒りそうな気がするな。

【参考人】

補足としての記述を検討いたします。

【太田委員】

造成区域の広い部分は住宅だと思いますけども、事後調査時点での入居率といいますか、実際にどのくらいの住民が、あるいは商業施設などもあればそれが造成が終わっただけではなくて稼働しているかどうかとか、そういったデータはありますか。

【参考人】

手元にデータはありませんが、土地区画整理が終わりました、かなりの住宅が住民に売却であったり長期の貸出であったりということで、9割以上ほぼ全地区について、住民の方に土地は渡っているという状況です。仮設住宅等についても、今、石巻の最後の仮設住宅が今回の地区の一番南側に建設中。これが3月までに建設されまして、石巻としての全ての復興住宅が終わるというところで、ほぼほぼ土地が全部埋まる方向です。

【太田委員】

タイムスケジュールを見ると、これで事後調査は終わりかと思いますが、例えば交通量とかの話。売却はされているけども、これから人がもっと増えるんだということになると、交通量はこれからさらに増える可能性があると思うんですね。あるいは、商業施設とかが本格的に稼働すれば。なので、手続きの中でお伺いしたい。

【参考人】

今おっしゃったように住めば人が増えますので、そういったところで交通量も増えるということではございます。そういったこともありますけども、通過交通というか、区画整理を行ったところが幹線道路、ほかの地区に流れていくような道路ではなくて、そこにお住まいの方が通るような道路なので、確かに朝とか通勤時は交通量がありますけども、それほどそこが渋滞するとかそういったところはないかと思われまます。

【山本会長】

現地調査をさせていただいた時に、大きな集合住宅が建つ背後に道路の騒音が大きいのではないかという意見があったかと思えます。そういう意味で、せっかく当選して入っていただいた方々が、環境がどうであるかというようなことが、もう一時点くらい後のところで分かって皆さん安心して、良い環境の造成をしていただいたというふうに思えるかなと思います。これは法で決まっているとかそういうものではありませんが、石巻市としてその辺も心配りをさせていただければいいかなと思います。

それでは、ほかに質問がなければこの点に関しての質疑を終了いたします。次に、先ほど由井委員に待っていただきました希少種に関わる報告になりますので、傍聴者の方は一旦退席をお願いいたします。

<傍聴者 退室>

【山本会長】

それでは、希少種に係る部分について説明をお願いしますが、その前に欠席の委員からの御意見はなにかございましたでしょうか。

【事務局（渡邊主任主査）】

欠席委員からの御意見はございませんでした。

【山本会長】

希少種に関するところも、そうでないところもでしょうか。

【事務局（渡邊主任主査）】

同様にございませんでした。

【山本会長】

分かりました。それでは進めていきたいと思います。説明よろしくをお願いいたします。

【参考人】

資料 1-2 により説明。

【山本会長】

ありがとうございます。それでは、委員の方からなにか御意見、御質問あればお願いいたします。

【由井委員】

本事業は復興の緊急事業ですので、希少種がいなくなるのはやむを得ないところもあるんですけども、ただ、せっかくいるものもあって、保全対策ができれば、それは移植等も含めて、あるいは生息環境を造成することによって代償するというところで、当時色々私は鳥類が専門ですので、要望を出していたところです。そこで、例えば、先ほど質問しようした本編 9 頁の未来予想図と現地写真がございますけども、例えば、本編 19 頁にある「のぞみ野中央公園」がどこにあって、「せせらぎの小径」というのはどこにあるのか、そういう位置関係がよく分からないのと、9 頁の左の方にある湿地、池のように見えるところが左の 8 頁にある予定だと緑地になっているように見えるのだけでも、これは緑地が水面になっているのかどうか、それと 9 頁の右下の調整池と思われるところが乾燥しているように見えるのですけども、この 3 地域には調整池がたくさんありますけども、その管理方法を教えていただければと思います。

【参考人】

まず、公園の位置でございますが、「のぞみ野中央公園」ですが、これは6頁の図で言いますと、計画地の北側に一番大きな公園として位置しており、「せせらぎの小径」は、そこからまっすぐ南に延びている緑の線でございます。

【由井委員】

「のぞみ野中央公園」が全部水面になっているということですか。

【参考人】

違います。遊べるような広場と植栽で構成されるような公園です。水面ではございません。

【由井委員】

そうですね。調整池の管理方針は。

【参考人】

調整池については、当市の下水道の方で管理しておりまして、通常ですとここに一時的な雨水が入りますが、その際に土砂の堆積等があれば、毎年行うわけではなくて状況を見ながら土砂の撤去を行います。通常ですと、今は渇水時期でもありますが、現地に行くと写真に映っているような全然水が入っていない状況にはなっております。

【由井委員】

当時、ヒクイナとかヨシゴイとかたくさんいたわけで、その逃げ場所として調整池を活用できないかということで、何回か要望を出しているんですけども。調整池を部分的にでも斜めに切り土面をカットしておけば、水が溜まってヨシとか生えてくると。そういう風景にできないかと要望していたんですけども、それはしなかったということですか。

【参考人】

それは、実現できなかったということでございます。

【由井委員】

緊急対応で、それはしょうがないですけども、もったいない気もしますので、今からでも、もし土が溜まってそれを除去する時にそういうことができればお願いしたいと思います。以上です。

【太田委員】

報告書の案なので、最終的にどういう文言になるか分かりませんが、例えば、概要版の一番最後の頁で、ニホンアカガエルの生態系ということで書いていますけども、「供用後は、事業区域内で確認されていないものの、西側周辺区域の水田で回復傾向が見られ

た」と書いてますけども、当然のことながら、事業区域内の生息地は失われたということですよ。

【参考人】

そうです。

【太田委員】

環境影響評価としては、この失われたということもちゃんと述べておいてもらわないと困るんですよ。回復傾向だったと書くと良かったニュアンスが出されているように受け取れるんですよ。これは、実施したところは生息地が失われているのは事実なんですよ。そのことをちゃんと書いてください。それが環境影響です。

【参考人】

承知しました。そのことをことさら強調するような表現になってしまったところはございますが、できる限りの保全措置として、市街地の東側から工事を行って行ってできるだけ逃がしていくということを措置としてとりました。それでデータから見ると上手くいっているということがありまして、少しその辺を強調し過ぎたかもしれないと思いますので、表現については最終版に向けて検討したいと思います。ありがとうございます。

【太田委員】

今のは一例ですので、ほかの植物とかもですね。

【参考人】

はい。

【牧委員】

工事中もしくは供用後に、新しく 10 種類くらい植物で見ついているということですよ。これはその前には分布していなかった、生育していなかったものが出てきたのか。あるいは、実は見逃していたのか。明らかにシオンみたいに、そもそも宮城県に分布するはずがない、移出以外に考えられないものがここに生えていたりして、そういったものは希少種として含めなくてもいいのではないかという気がいたします。アヤメとかカキツバタについては、状況からしておそらく逃げ出したものかと思いますが、残りの種については本来分布していてもおかしくないもので、改変によって出てきたのかどうなのかというのをお聞きしたい。

【参考人】

ほとんどが改変に伴う環境の変化の中で、出現してきたものだ聞いております。ただ、見落としがなかったかと聞かれると、もしかするとそういった種もあったかもしれないと思っています。例えば、お宅の中の屋敷林の中に、事業実施前は確認していなかったんですけども、トチノキが見られまして、それは明らかに、お宅の中ということで

結果的に見落としだと思えます。

【牧委員】

ありがとうございます。ついででお聞きしたいのですが、外来植物の調査をされていて、特定外来のアレチウリが工事後に出てきたような、25、27、29年くらいで確認された記述があったと思うのですが、これはやはり改変をすることによってアレチウリが入ってこれたような、そういった状況が生じたと考えるべきなんですか。

【参考人】

はい。少なくとも増加する環境を作っていたかもしれないということはおっしゃいます。

【牧委員】

はい。

【山本会長】

それではよろしいですか。石巻の方では、適切な文言なり追加などの検討をしていたら、最終の報告を出していただけるとありがたいかと思えます。

それでは、本件については審議を終えたいと思えます。参考人の皆さんどうもありがとうございました。

【山本会長】

それでは、続きまして、審議事項（２）『(仮称)石巻港バイオマス発電事業 環境影響評価方法書について』です。参考人の方をお願いします。

＜参考人（事業者）入室＞

それでは、審議を始めたいと思います。本件に関しましては、希少種の生息場所の特定につながる情報は含まれていないとの報告を受けておりますので、希少種とそれ以外の部分との審議を分けずに進めたいと思います。

それでは、事務局と参考人の方からの御説明をお願いします。

【事務局（渡邊主任主査）】

資料 2-1, 2-2, 2-3 について説明。

【参考人】

資料 2-4, 2-5, 2-6 について説明。

【原専門委員】

御説明ありがとうございました。排水口の位置が決まったということですね、私の方でリクエストさせていただいたのは、排水口の水質のモニタリングが 1 地点だったという所を増やしていただいたんですけども、排水口そのものの位置、この頁で言うと 10 頁に排水口の絵があって、23 頁に調査地点が 2 点書いてあるんですけども青い丸で、排水口の所に 1 地点あって、その奥まった所にもう 1 地点取っているんですけども、その意味合いというのはどんな風なお考えなんでしょうか。例えば、排水口から拡散していく方向性というか、薄くなっているって事を確認していただくのであれば、沖合いに取っていただくのが当たり前かなと。それからもう一つは、この海域はですね、環境基準を満たしていない数字が時々出るという風な事で、それがですね発電所由来のものなのか、そうでないのかっていう事は拡散の方向性を見ないと判断できないんじゃないかという事から 2 点はお願いしたいというリクエストをしたと思うんですが、そのお考えをちょっとお聞かせください。

【参考人】

御質問ありがとうございます。調査地点の方を 23 頁の方にお示ししております。で、こちら排水口が先程説明させていただいたように、護岸の先の所から排水口を設ける予定でございます。その直近で 1 点、調査地点を設けてございます。で、沖側につきましては、公共用水域の地点がですね、5 番とか 4 番とか何か所かあるという事と、護岸から調査できるという事を考えて、現在のその計画地の直近にもう一か所という事で追加をしております。沖側については、公共用水域の結果を見れば、ある程度把握できるという考えでございます。

【原専門委員】

その濃度関係が、どういうふうな数値が出た時にどっちが高い、どっちが低いというのをどういうふうに判断されるかという、そのお考えをお聞きしたいという質問だったんですけども。お伺いすると、その護岸から行ける範囲でやりますという事は、その調査のその経費とか、時間的なものとか、そういうコスト的なものは非常に合理的だと私は思いますが、そのデータの的なものが出た時の判断として、この位置というのは、位置関係はどういう位置づけなんでしょうかという質問を差し上げたと。

【参考人】

そうですね、もしその事後調査をする場合はですね、排水口の直近で行うことが最低限必要かと思っております。その場所でモニタリングをするという事と、ただ、その一か所だけではこの近傍がですね、その濃度になっているのかという事もありますので、周辺でももう一か所測ろうという事で、もう一か所選定してございます。

【原専門委員】

ここのちょっと港の港湾内の、ちょうど角地の所の、奥まった所の場所を選定されているんで、ここはいろんなものがゴミとか寄る所ですよ、そんないい場所ではないと思うんですよ、水質を測る場所としては。まあ、排水口からの距離を取ったという意味ではね、その距離の間に拡散する様子が見れるという考えでしょうけども、また、その海域自身が環境基準を満たさないような水が、あちこちにその既存の調査地点という所を出ている訳ですから、そういうものとまぎれない様な、しかもね、その澱み域の水を取って、そういう時の水質の由来が何であるのか判断出来ないような場所を選ぶべきではないと思うので、是非そこら辺の所は、取った時のデータの事を考えて、もう一度検討させていただいたらいいかと思うんですけども、まあいろいろ無理であれば、またそれは理由を付けていただいて、地点を決めていただければいいと思いますが、一応要望とします。よろしく申し上げます。

【山本会長】

よろしいですか、他には。

【永幡委員】

要約書の 87 頁のそこなんですけども、騒音のところですが、機械建設の稼働として、その稼働の所を見比べた時に、建設機械の稼働のところは、対象事業実施区域は最寄りの住居から約 1.1km 離れており、建設機械の稼働による影響は極めて小さいことが明らかであると書いていて、で、施設の稼働の方は、対象事業実施区域周辺に住居等があり、機械等の稼働による影響が考えられることからとなっているんですけども、これ、最寄りの住居は同じものを指しているんですよ。一般的に考えて、恐らく建設機械の音の方が L_5 で評価してたりすると、かなり大きな音になっていて、それと比べると施設の稼働の音ってそこまで大きくないような気がするんですけども。石巻市の方から住宅のこの影響を考えてくれっていうので、その施設の稼働について調査、予測をしておくというのは、これはあった方がいいと思うんです。けれども、書きぶりとしてこの二つ同じ所が、同じ住居が対象であるにも関わらず、片やその離れておりと書いていて、片

や周辺に住居がありと書いているのは、文言的に非常に気持ちが悪いのではないかと思うので、文言を変えていただけないでしょうか。

【参考人】

ご意見ありがとうございます。裏事情から申しますと、建設機械の稼働の方はですね、国の方の発電所のアセスの手引きで、工事中については 1km 以上離れば影響はないので、選定しなくていいだろうという所から考えておりますので、そのため距離を記述している次第でございます。供用時の方もですね、対象となる住居は同じ距離になるんですけども、供用時の方は夜間も音がするという事と、あと工事中の騒音は工事期間中の一時期だけで終わりますけども、供用時は 20 年間以上は続くという事になりますので、丸の考え方はそういう考え方でございます。ただ、表記について修正するのは構いませんので、検討させていただきます。

【山本会長】

他には。

【山本（和）委員】

新たな敷地として 4.1ha, 4.4 万㎡増えたという事で、基本的には面積の情報という事と、パンカの容量については記載があるんですけども、あと年間の使用量は理解しておりますが、備蓄量として、マックスどれくらいここに保存する事が考えられるのかという立米についての情報も室内、そうですね、特に屋外について情報があると考えやすいと思うんですが、その辺は計算されてますでしょうか。

【参考人】

保管容量については、今現在、検証中ではあるんですけども、最低限ですね、発電所稼働の一カ月分程度以上を保管しておきたい、すなわち 3 万トン以上はですね、置いておけるような設備を作っておきたいという風に考えてございます。詳細な容量設計はこれからでございます。

【山本（和）委員】

そうすると、区画、コンクリートの壁を作って区画するとか、そういった工事も伴うような置き方をされるのでしょうか。

【参考人】

いわゆる燃料に接する部分にですね、壁を設置するかどうか、ちょっと今検討中でございます。敷地の周辺部に関してはフェンスで囲ったり、飛散防止のフェンスを設置したりとかという事を検討しております。

【原専門委員】

ありがとうございます。ちょっとフェンスの話があって、防風フェンスとかですね、飛散防止の事をやられるんでしょうけど、例えば雨水の話とか、それから例えば中で発

酵熱のために火事が起こるとかですね、そういう時の散水とかですね、そういう事を考えられると思うんですが、その排水とその排水の水質管理はどういう風にされるのか、お考えがあれば教えていただきたいんですけども。

【参考人】

まず、保管するスペースの所はですね、基本的に舗装しようと思っております、降った雨というのは、全部そこを浸透することなく、表層を流れていくと。その流れてきた水はですね、油水分離等々の処理を施して外へ流すという事を検討しております。ただ、具体的な、そのどういう構造にするかとか、どういう設備を入れるかというのはこれからの課題と認識しております。

【原専門委員】

記載されていないだけで、排水処理はされるという事ですね、ありがとうございます。

【山本会長】

他には、いかがですか。

【平野副会長】

このエリアですと、あらゆる項目で累積影響を考えねばならないと思うんですけども、ただこの辺は方法書の中でどのような形で書かれてたか、ちょっとぱっと見ても見当たらなかったんで、教えていただければと思います。特に悪臭が結構心配なんですけど。

【参考人】

現地調査をですね、実はもう実施し始めているところなんですけども、今おっしゃっている累積的影響というのは、恐らく日本製紙さんの雲雀野の発電所だと思うんですけども、その供用後にですね、現地調査を開始していますんで、現況データを見れば、それをベースに予測、評価する事で、累積的影響も、今回の方法書には明記はしてないんですが、そういった形でその影響も考慮して予測、評価できるものという形で考えております。

【平野副会長】

先程の原先生からの意見もそうなんですけども、考えられておられるんだったら、まず明記いただきたいと思うんですよね。あの、水処理もそうですし、累積的影響もきちんと見ていただいて、基本、この辺って悪臭出す施設いっぱいありますので、この事業でも周辺住民が耐えられなくなるレベルみたいな話になるのは避けるべきだと思いますので、そういう事も含めて、進めて対応策もちゃんとやりますっていった事をやっていただいた方がよろしいかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【山本会長】

ほかに意見はございませんか。それでは、私の方から。これ、追加されたのが木質チップの集積所という事ですので、それに限定しますと、もう近々ここ10年、15年くら

いままでの前からいくつか問題が出ておりました、それは若干触れられている所もあるんですけれども、一つは消防署と相談しますとおっしゃっていましたが、それに関わるどころ 2004 年に自然発火で火災が起こっております、野積みチップで。まあ、そういうような事に関わって、その対策として、例えば常時モニタリング、その堆積物の温度を測るとか、それから湿度だとか品質をチェックするとか、それから異臭、何週間に一回かは必ず見回り監視をするとか、高さが、堆積物の高さ、それからその山、一山一山の間の間隔とかってというのが、もう既にいろんなところで、震災以降もそうなんです、提示されているはずで、で、その辺を具体的にやるのは、もうちょっと先かもしれません、分っている範囲のところできちんと対応しますという事をどこかで明示をしていただきたいという風に思います。で、当然その中には、先ほど委員のおっしゃいました浸透していったものによって、今、先程舗装しますとおっしゃったので、まあかなり問題はないかなと思います、有害物質が土壌に何かないとか、あるいはチップが搬入される事によって、外からの外来の昆虫ですとか、植物の種とかそういうようなものがどうなるのかというような事も、これまでの計画とはまた別に考慮していただかなくては行けない事ではないかなと思います。少なくとも、今、出していただいたところには、ほとんどそういうものに対する言及がないものですから、若干検討していただけるといいかなと思いますが、いかがでしょうか。

【参考人】

ご意見ありがとうございます。火災防止に関してはですね、ご指摘のとおり、消防さんと協議をして、例えば温度管理をするですとか、散水設備を設置するとか、そういった対策を取りたいと考えております。で、これは、これから消防さんとの協議ですので、具体的な例えば何 m 区画だとか、積み高を何 m にするとか、これはこれから協議をさせていただきたいと思います。外来生物に関してなんですけども、以前お示ししているのと変わりなくですね、いわゆる外国から持ってくるパーム椰子、PKS 椰子殻ですね、こちらに関しては、駆除処理を行って、害虫の混入を防ぐと、ペレットに関しましては、熱と圧力を加えて作られる工業製品ですので、そもそも中にはないという風に想定しております。チップに関しましては、これは輸入するものではなくてですね、国内の、可能であれば県内のものを使いたいと考えておりますので、外来生物の混入はないという風に考えております。

【山本会長】

はい、分かりました。国内からの物であっても、多分、一定の処理をして持っていらっしやるのだと思いますが、その辺の配慮をきちんと明記をしていただきたいという風に思います。特に、地域の林業振興とタイアップしてという事になりますと、長期の調達計画みたいなものも当然必要になってくるだろうし、調達価格みたいなものも国内若干高いかなと思いますし、そういうようないろんな条件が入ってきて、入ってくる物の量ですとかね、その辺の管理もかなり問題になるかと思っておりますので、分かる範囲で記述を加えていただければと思います。

他にはいかがでしょうか。それでは、特に御意見がなければ、ここでこの件に関しましては質疑を打ち切りたいと思います。参考人に皆様、どうもありがとうございました。

< 参考人退室 >

【山本会長】

それでは、次に答申案の形成について、事務局から御説明お願いいたします。

【事務局（渡邊主任主査）】

資料 2-7 について説明。

【平野副会長】

まず、質問なんですけど、先程会長がおっしゃっていた外来の種だとか、生物の卵系というか入っているというのは、アセスの項目としてどこになるんですか。植物見ても希少種の話、重要な植物の保全の話ばかりで、アセスの範囲内なんですかね。

【山本会長】

現況が変わる可能性があるという意味では、動植物とか、それから昆虫のところとかの。

【平野副会長】

明示的な項目はないんですか。

【山本会長】

従来、あまりそういう事がなかったんで、扱われてなかった。今、あるものを変えることによってどうなるかっていう理論ばかりだったので、このような結果がなかったんですね。

【平野副会長】

結構大事な事で、今までは、一応、閉鎖空間での保管という話だったのが、やり直しという事なので、その項目はきちんと、植物なり、動物もか、生態系であればいいんでしょうか、ちゃんと書き込んでいただいて、対策をとることと。先程の御説明でも焼くとか、熱を加える等々で。

【山本会長】

ペレットは加工されているんです、圧縮。それで、木質チップに関しては、例えば薬剤を散布するとか、何か熱を加えとかいろんな対応があるらしいんですけども、この方法書ですとか、そういうのを見る限りでは、その辺が明示されていないので、明示されておけば、これは安心してやれる訳です。それから、ただそうであっても、にも関わらず入ってくることも、無きにしても非ずなんで、どこかで明示しておいた方がよろしいのではないかとは思いますが。

【平野副会長】

虫関係は処理をなさるといふ御説明だったんで、逆にその薬品等々が、雨水にさらされるみたいな話も逆に怖いと氣もしますし、ちょっとその文言は会長一任にしたいんですが、わからないので、(5)を加えていただいて、雨ざらしの保管というのは、そういう心配もありますので、会長一任で。

【山本会長】

これ、今のお話ですと、生態系か何かのところに入れるという事ですか。それとも、動植物とかに個別にでしょうか。動植物全般に対して。

【野口委員】

ちょっと私も、制度の細かい所を把握していない部分もありますけれども、恐らく動物と植物それぞれ入れるという形がいいのではないかという風に思います、外来種の関係でしたら。ちょっと後で、事務局の方とも、御相談させていただいて。

【山本会長】

はい、これは個別事項として扱うか、それとも全体事項の中で、例えば外来種の移入みたいな危険性に関して扱うという風にするか、この辺がちょっと問題かなと思うんですが。個別で入れてくと、どうだろうか。

【原専門委員】

すみません、外来種の事、ちょっといろいろと難しいと思うんですけども、外来種の何が良い、何が悪いかという事です、外来種が見つかっただけでは、何も良いんですよ、それが日本に定住しちゃくと、それが繁殖して、しかも生態系を攪乱して、既存の種のニッチを奪ってしまうという風なところが問題なんだと思うんですよ。ですから、こういう場所での相手方への要求に対しては、それについて配慮することとか、十分な要望をすることとかですね、そういう風な文言でリクエストしとけば、植物であろうが、動物であろうが、その生態系攪乱に繋がるような、外来種の移入問題に関しての十分な対策を配慮してもらおうというような文言でいいんじゃないかなという風に思いますが。

【山本会長】

だとすると、むしろ、全般的項目の中で扱う方がよろしいということではいかがですか。

【由井委員】

一番、最後のその他。

【山本会長】

その他でね、それがいいかもしれませぬ。他には何か。

【太田委員】

さっきの説明で、チップは国内調達だからって言ってましたけども、国内移入種も問題になっているので、その辺も文言を加えては。

【山本会長】

だとすると、むしろ、屋外の野積みという事に関して、こういう事とこういう事を配慮して下さいというその他の所で、そういう扱いをするという事でいかがでしょうか。全般的事項の中のその他かなということになりますかね。個別事項のその他ではないですね。全般事項ですね。はい、そのように扱わせていただいていますか。文言に関しましては、先程、平野先生におっしゃっていただいたように、事務局と私の方で。何か問題ございますか。事務局の方で御意見があれば。

【事務局（環境生活部金野次長（技術担当））】

輸入されて入ってきて、保管する場所までの移動もありますよね。それを考えると、輸入しちゃ駄目だっていう話になるのでしょうか。

【山本会長】

輸入しちゃいけないという問題ではなくって、その時にどういう風なチェック体制を取っていくかっていう問題です。

【原専門委員】

多分、税関的なレベルでの外来種の対策っていうのは、向こうで燻蒸するとかですね、そういう物を持ってくるとか、そういう事はあると思うんですけども、今、先生がおっしゃっているのは、野積みしている間に、実はそこに卵があって、燻蒸で死ななかつた卵がそこで孵化して、そこが生息場になって、そこから繁殖の火種になってしまうという事があるので、そういう事に注意を向けながら、管理していただきたいというレベルでおっしゃっているのかなと私は理解してたんですけども。税関は税関でやると思うんですよね。その事をおっしゃって、パーム椰子なんかは税関でやっているんだから、もうそこを運んできた俺ら知らないというレベルで答えているんですよ。国内のチップだから問題ないとかね、という言い方してるじゃないですか。多分。そこなんですけど、やっぱりそこは、そういう物を持ってきて、そこで税関で通ったから俺らに責任ないと、税関の問題だという風に言っているのかと。企業家としては、そういう風な事を起こして、そういう事を管理する義務があるんじゃないかと。最後までね、燃やすまでは、という仕分けじゃないかなと思うんですけども。

【事務局（環境生活部金野次長（技術担当））】

入ってきて、輸入されるじゃないですか。で、輸入されてどこかの港に着いて、そこから保管場所まで運ばれる部分もありますよね。保管の所だけ言うという事でいいんですでしょうか。

【山本会長】

流通のところは、ちょっとチェックが、港から、この中ではトラックに積んで運びますって言っているんですよ。そして、野積みをしますと。その野積みのやり方も、カバーを掛けるのか、全くの雨ざらしなのかも分からない。それから、輸入した物に関して

も、木質チップとその椰子殻とは性質が違っていて、いろいろ管理の仕方が違うはずなんです。で、それも例えば国内の物だったら、また違ってくる可能性もある。だとすると、今の話は、野積みという事によって起きてくる問題点だけ、とりあえずは。それが、個別に対応できるものについては、個別の項目のところに入れましょう。だけれども、そこでちょっと把握しきれないものに関しましては、全般的事項でその他という形みたいにして、配慮をして下さい、気をつけてちゃんと管理をして下さいねという注意を喚起するという、そういう事だというふうに受け止めています、いかがですか。ちょっとその辺の詰め方は、事務局ともうちょっと詰めて、どういう風にするのが適切かという事も含めまして、一応項目は入れましょうという事で、私に一任。

【永幡委員】

全般的事項には、その他とかっていう項目はあり得るんですか。個別の事項でその他っていうのは分かるんですけども、全般的事項の話なので、そういう何か細かな分け方がなくて、文言を入れるっていう事しかできないんじゃないかと思うんですが。

【山本会長】

そうです、失礼いたしました。個別事項でその他で扱うか、でなければ、全般的事項の中で野積みという事を特にやって、他の個別事項のところカバーできない点についての注意を喚起するというそういう書き方でまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

【平野副会長】

参考までに、国内産の木質チップってというのは検討すると言っているだけで、本編の14頁に書いてありますけども、基本木質チップは東南アジア及び豪州等を想定しているがメインですので、国内だからっていうんじゃないで、そっちがメインで、国内は上手くいけばやるって言うだけですので。

【山本会長】

本来でしたら、国内でやるって言った場合には、国外と同じように、事前の、やはり先程言いましたが、調達計画ある程度、大ざっぱにでも書かなきゃいけないかなと思います。それが書かれていないので、どうなのかなというところはあります。

【原専門委員】

参考になるかどうか分かりませんが、純粋な炭素の塊、石炭を燃す火力発電所ってありますよね。それでも、土地なんか高くて、東京湾とかですね、それから人工島なんか作る時には、サイロで作ったりするんですよ。ところが、サイロ管理って結構大変ですね、中の熱管理とかですね、よくサイロが燃えたりとかですね、そういう失敗を犯しているんですよ。で、野積みでやるとどうなるかっていうと、野積みでやっても、やっぱり温度管理しながら、散水するんです。ただ、野積みでやれば、面積広く取れる土地の安い所では、そちらの方がすごくコスト的に安く上がると。今回の場合は、やっぱりそれを検討なり、屋内管理しなさいよと最初にリクエストしたのに、野積みという

案でどんどん進めようとしているのは、やっぱり先生のおっしゃるコストダウンを優先しているんですね、多分ね。だから、そこの中では、環境っていうのはコストの中にどんどんかかってきますから、ですから、向こうは向こうでコストの事を考えているのであれば、それに対してコストのあまりかからない、上屋作るよりはいいでしょうというレベルでいろいろ配慮はして下さいねっていうのは必要かなと思います。すいません、参考になったかわからないですが、長々とすみません。

【永幡委員】

今、話を聞いてて1点分からなくなりましたが、方法書の245頁のところに、温室効果ガス、これ計算することになっているんですけども、これ結局、運転が定常状態となり、二酸化炭素に係る環境影響が最大となる時期とするという話しかしてないって事は、結局、どこから原料を持ってきたかによって、本当は影響が随分変わってくるはずなのに、それは一切、環境影響評価、ここの環境影響評価では評価できないっていう認識で構わないんですね。

【山本会長】

それはですね、前の、この答申の資料の2-7-2をちょっと見ていただきたいんですが、前回ですね、答申した時に、個別事項の6のところ、6のロというところを見ていただきたいと思います。これはですね、単に排出だけじゃなくて、向こうから運んでくるそういうのもひっくるめて、温室効果ガス排出量をきちんと評価して下さいというつもりで、この項目が入ってるので、今、先生がおっしゃった事はカバー、それでカバーできてるんじゃないかと思うんですが。

【永幡委員】

もう一つ教えていただきたいのが、今回の新しく出てきた方法書っていうのは、新しく足した部分の事だけを書いていて、前回言われたところで、修正すべきところというのは、一切修正されていないって考えでお願いして、それで問題がない訳ですね。

【山本会長】

今回、説明がありました中でも、この答申案を受けて変えましたっという文言は一つもありません。

【永幡委員】

そういうもんでいいんですね。

【山本会長】

ですから、今回はこれに対して、従来の答申に加えてっていうか、あるいはひっくるめてもう一回それに加えた形のものを、もう一回全体として出すという形になるかなと、私としては解釈しています。

【事務局（川端技術補佐（班長））】

次回の図書の準備書には、前回の答申を受けた知事意見に対する事業者の見解と、今回の答申を受けた知事意見の事業者の見解というのが、それぞれ出てきまして、それらをひっくるめて準備書が作られるという手順となっております。

【永幡委員】

わかりました。

【山本会長】

他には、何か。

【石井委員】

前の答申っていうのは、出されているものなんですよ。今回の答申案は変えた訳ではないんですよ。

【山本会長】

これに更に加える形で。

【石井委員】

レノバの14頁かな、東北地域に未利用木材の木質チップの受け入れを検討するとあるが、放射性セシウムを燃せば、濃縮する。

【山本会長】

そうですね。

【石井委員】

そういう事に対するケアをどっかに書いておかななくていいのかなと。

【山本会長】

これも、前回のところで、先生がおっしゃったので入れてあると思いますが、ちょっと御確認下さい。一番最後のところで、これでカバー出来るかなという風に思います。よろしいですか。

【石井委員】

僕としては、じゃんじゃん使って欲しいんですよ。そこいらじゅうにあるんですよ、使えない木が。きのこ原木にもならない。きのこが生えると基準値を超えてしまう。燃やすのは大丈夫なのかと。

【山本会長】

それではですね、個別のところ、大気質、悪臭、水質、土壌、それから全般的事項のところ、野積みに関する記述という形のものを入れると、これに加えるという形で出すという事でよろしいでしょうか。

【平野副会長】

累積的影響に関しては。

【山本会長】

ここに書かれているんです。前の時に、先生、御指摘になりまして、全般的事項の2に累積的影響を評価するよという風におっしゃってたので、入れてあります。あとですね、私、言わずもがなでしたが、石巻市の方からも出ておりますように、関係法令の遵守っていうのは、今更入れなくてもいいかなっていう気はするんですが、このバイオマスに関して言えば、私がちょっとチェックしただけでも、12ぐらいの法律がかかってるんですよ。一番大きいのは電気事業法にかかるものなんですけども、それ以外にも大気汚染関係、騒音、それから公害防止関係の法律とか、労働安全衛生法とか、消防法とか、熱供給事業法とか、水質汚濁法とか、いろいろありますので、これはどうしたものかな、石巻市の方で書いて下さっているの、どうするかと思ったんですが、この取扱、何か、先生方の中で御意見ございますか。特になければ。

【事務局（川端技術補佐（班長））】

よろしいですか。アセスに関わらない点につきましては、事業者事務局の方からですね、直接通知を出して、石巻市の関係法令の遵守に関して、参考に事業を進めて下さいという事で、一応文書でお出ししますので、そちらで達成できるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

【山本会長】

そのような対応をしていただけるという事なので。それでは、今、まとめさせていただいたような形で作ります。で、原案を作って、先生方にメールで御確認をさせていただくという手順で、最終的にはこちらの方で取りまとめてさせていただくと。で、責任としては、私に一任させていただくという事でよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。それでは、この件に関しましては、答申に関しましては、ここで質疑を終了したいと思います。

【山本会長】

それでは、続きまして、審議事項（3）『(仮称)白石越河風力発電事業 環境影響評価方法書について』です。参考人の方お願いします。

<参考人入室>

それでは、審議を始めたいと思います。本件に関しましては、希少種の生息場所の特定につながる情報は含まれていないとの報告を受けておりますので、希少種とそれ以外の部分との審議を分けずに進めたいと思います。

それでは、事務局と参考人の方からの御説明をお願いします。

【事務局（渡邊主任主査）】

資料 3-1, 3-2 について説明。

【参考人】

資料 3-3, 3-4 について説明。<フォトモンタージュ（動画）を視聴>

【山本会長】

それでは、御意見御質問ありましたらお願いします。

【平野委員】

動画を見て、動画のフォトモンタージュでいかに誘目性が高いかがよく分かったのではないかと思います。もう一工夫いただきたいのは、例えば、白石城天守閣に行ったことがないですけど、蔵王はたぶん見えますよね。蔵王を見たいのに、こっちでちょこちょこ動いているものだから、そっちに目がいってしまうというのが一番だめな状況ではないかと思います。おそらくそれがこれを見る限りは発生するのではないかと。向こうを見てると蔵王が見えて、綺麗だなあと思っているとなんか動いているものがあるものだから、どうしても目がそっちにいってしまう。それは眺望阻害としては一番最悪のケースのような気がします。こうやって見ていると、蔵王はこの左になるのかな。

【参考人】

はい。位置関係でいうと、ちょうどこの方向を風車が見える方向だとすると、蔵王がこちら側になります。はい、90度ですね。

【平野委員】

90度違うとあまり気にならないかもしれない。それは結構大事なところなので。要は、今回作られているのは、なるべく風車を見るように作っておられるけども、そうではない作り方をされてどれくらい主たる眺望を邪魔してしまうかというのも是非見ていただければと思うのですが、ここまで行っていただいているのに、不思議なことに事業者見解のところですね、前回の配慮書段階で丁寧に行ってくださいと書いていて、こういうことも行っていただいているのに、方法書そのものは景観に関してはフォトモンタージュ

ユで行いますという通り一遍のことしか書いてないのはすごく残念なんですけども。なんで書いていただけないんですか。事業者見解に書いてあって、方法書に反映されていないのは、なんか二枚舌みたいな感じがしてすごく気持ち悪いですけど。

【参考人】

方法書に記載しなかったのは、今回動画を作らせていただいたのですが、やはり紙媒体の図書とこのような電子でのものということで、どのように扱えばいいかということで我々も苦労しているところではあるんですけども、まず審査会でこういったものを御覧いただいて、例えば、準備書以降でこういうふうの評価を行えばいいという議論にまずひとつなれば良いかと考えておりました。

【平野委員】

そうすると、少なくとも検討するというくらいの文言は入れていただいでしかるべきだと思うんですけども、いかがですか。これは、がっかりというよりは、実際作ってくださっているのに、ゼロ回答でしかも事業者見解として行いますと言っておきながら方法書にはなにも書いてないってこれはちょっとおかしくないですか。なのでせめて検討しますなど、いや、もちろん紙媒体で色々を行わなければいけないので動画が難しいのは分かりますが、評価をするのはそれで評価すればいいわけで、例えば、鳥類の飛行調査はそれで動画を載せるわけではなくて、ちゃんと評価した結果をまとめて報告書にすればいいわけで、それと同じことをすればいいわけですよ。鳥が飛んでいる動画なんて使わないですよ、別に。調査としてもし取っていたとして。証拠として。衝突して。ちょっとその辺が残念でならない。逆にどうすればいいですか、これ。

【山本会長】

これは、私どもから言っていかが分からないですけど、要するに、動画による誘目性の是非とかそういうのをきちんと確認しましたとか、あるいは確認したとか、それをどこで行ったかとか、場合によって必要であれば、例えば、住民説明会とか色んな説明会とか評価のところでそういうのを使いましたと。その結果、こういうふうに使っていきますということが入っていれば、今、平野委員がおっしゃったことは問題解決するのではないかと思いますがいかがですか。

【平野委員】

やろうとなさったんなら、ぜひ方法書に入れていただきたかった。

【山本会長】

せっかく作っていただいたので、生活圈かなり近いところの人たちから見た、この回っている風車というのはどういうふうに見るのかなど。結構近いですよね。1 km圏内くらいに住宅があります。ただ、あまり目線が低いから遮られて見えないのか、それとも色んなかたちで見える可能性があるのであれば、かなり近いので、1 km先に150mのものがあればずいぶんと圧迫感があるのではないかと思います、その辺の評価はいかがなさいましたでしょうか。

【参考人】

はい。今、最寄りの住居までの距離がだいたい1kmくらいになっておりまして、生活の視点場としては景観では公民館を選んでおりまして、そこから実際に選んでいるところからは尾根自体は視認できるという場所を選んでおります。そこからのモンタージュはまだ作成できていない状態になっていまして、今回、作成した場所は白石市と協議して、特に重要視するポイントがどこかということで、試作という意味あいもありますので、まずこの4枚を作成させていただいたんですけども、なので、住民の方々のビューというのはこれから検討の予定にはなっております。

【平野委員】

これを見ていただければ一目瞭然だと思っているのは、だいたい景観の影響は送電鉄塔の基準を準用なさっていて、これ実は送電鉄塔も映っているのに、全然見えないというか見ないですよ、人間は。わかりますか。これとかこれとか送電鉄塔ですよ。なんですが、ほぼ同じ大きさでもこれだけ影響が違うというところを分かっていたいただければ。ですので、本当に良いものを作っていただきました。一目瞭然に風車が景観への影響が大きいことがよく分かるものですので、ぜひ配慮いただきたい。それを踏まえて、配慮書段階であった南の部分を地すべりのことを考えてお止めになったとおっしゃっているの、これだけ影響が大きいので同じように白石城天守閣から見えるところはお止めになるくらいの勢いが、これは変な話ですけど、宮城県の県民にとって、白石市の市民にとって非常に重要な景観を犠牲にしてでも稼がせていただきたいという話でしかないんですよ。それで地すべりの方は、自分が建てる風車は、地すべりの影響で壊れるリスクがあるので避ける。要は、自分のことしか考えてないとおっしゃっているのと等しいので、ぜひ宮城県民のことも考えて計画していただければと思います。

【参考人】

今すぐ止めるとは言えなくて申し訳ありません。ちょっと考えさせてください。

【永幡委員】

このモンタージュの件で、もう少し聞きたいのですが、これは常にこんなに早く回っているんですか。

【参考人】

今の回っているスピードは、だいたい定格で風が吹いた時のスピードに合わせて作っています。

【永幡委員】

だいたい常にこのくらいのスピードで回っていると考えるとよろしいんですね。要するに、スピードが違うと見え方がだいぶ違うような気がします。見た時に最もよく見かける図ということでよろしいですね。そういう時が多いという認識で。

【参考人】

今、自分が見ているところから、風車がこちら側に一番向いている状態。実際は西風になった時とかは向きが変わるんですけども、最大で大きく見えるような向きで作成はしています。

【永幡委員】

分かりました。

【参考人】

先ほどの補足ですが、白石市から配慮書の時点で白石城からの景観について非常にデリケートであるという意見をいただいております、こちらは事業者の方で白石市と協議を進めている状況です。最初の冒頭で説明もありましたが、非常に重要な景観である、シンボルであるということは事業者も重々承知しておりますので、そこについては白石市と合意しないと事業を進めることは難しいというふうに理解しております。この動画も実際に白石市に持ち込んで、例えば、全部撤去するとかある程度間引くとか、後はこのまま残すという方法も場合によってはあるのかもしれませんが、そういうところを協議すべきだというふうに今は考えております。

【由井委員】

参考資料にある白石市のエネルギーパーク構想というのは、これは事業者が独自に作られたものですか。

【参考人】

そうです。

【由井委員】

ではこれは白石市とはまだ別に協議しているわけではない。

【参考人】

協議中です。

【由井委員】

そうですか。この8頁真ん中に再エネ風車群というのがもう書いてあるんですけども、これを白石市に見せて、向こうはOKと言っているのかいないのか分かりませんが、なんと言っているんですか。

【参考人】

白石市のエネルギーパークですけども、宮城県のエネルギーパーク構想に載せておりました、白石市でもこのようなエネルギーパーク構想ができませんかということで、弊社から提案をさせていただいて約4ヶ月ほど経っています。今、白石市の山田市長と情報の交換をさせていただいております、こういう事業が来た場合、地元の小学生中学生高校

生等が集まっていたいで学習の場が持てれば良いよね、こういう事業が来た時に教育として使っていただけるような場所があれば、なお地元住民の方に認められるような事業になるのではないかと色々とアドバイスをいただいて、このような一つの冊子のような状態になっています。ただ、これもやっと方法書の段階で住民の方にお見せしました。風車もこのような内容の動画もお見せしました。色々な御意見いただきまして、その意見をまた踏まえて、今の内容をもっとより良くなるように詰めていって、白石市企画情報課の方とこの内容を詰めていくような状況にはなっています。

【由井委員】

分かりました。市とか市民の方と協議して、より良いものにしていただきたいと思っていますけど、私は個人的には風車より送電線の方がみっともないと思っています。それで、鳥類やコウモリについては、色々ヒアリングも受けまして、結果はほとんど盛り込まれておりまして問題ないんですけども、本編 288 頁に鳥類等の調査方法があって、そこに夜間調査がないような気がするんですけども、入っていますか。

【参考人】

方法書には具体的に夜間調査という文言は入れておりませんが、任意調査で夜間も調査を実施しますので、ここに書いておりませんが、夜間調査は実施するという事で御理解いただければと思います。

【由井委員】

特に尾根部でなくて、取り付け道路の辺りで希少種がいる可能性がありますので、サギ類とか色々いる可能性があります。それぞれ調査方法決まっていますので、よろしくお願いします。

あと専門外ですけど、コウモリについて、調査方法はこれでよろしいですけども、出口といますか、もしコウモリがたくさんいた時にどうするかということになるので、それを見据えて、導入機材、機種の設定とか保全対策の仕方とかをあらかじめ念頭に置いて調査する必要があります。その中で、特にコウモリが多い場合にどうするかというのは例えば、パブコメで縦覧してコウモリグループから意見が一番多いんですけども、例えばフェザリングと言ってコウモリが飛ぶ時はブレードを水平に回せとか、カットイン風速を強い方に変更して、コウモリは弱い風速の時によく飛びますので、そこでカットインで風車が回り始めると当たってしまうので、できるだけ強風の方からカットインするように、風車が回るようにという要望が必ずくるんですよ。だから、それに対応するためには、導入機種がそういうことに対応しなければいけないんですね。欧米では、そういう事柄に対応する機種がもうありますので、そういうものの導入をまず考えて欲しいということです。それから、最近のインターネットの情報では、コウモリに対して超音波で逆に近づけないという機械までいくつも発明されて売られていて、その説明書きには57%何もしない時よりはコウモリの当たる率が少ないという宣伝広告まであるわけです。従いまして、それをナセルの天辺に付けるような構造でないといけない、もし使う場合ですが。この地域は宮城県の中央部で、奥羽山脈沿いで特に渡っていくコウモリが通る可能性がどこもありそうな気がしますので、そういうのに対応して、今申し

上げたような様々な対策が、使えるような機種あるいは構造を考えて、それに向けた調査をして欲しいと思っています。以上です。

【石井委員】

方法書 40 頁、土壌の状況というところですけども、白石市とかあの辺一帯は放射性セシウムで汚染されているんですね。今も何年も経って落ち着いているんですけど、工事を行うと表面が剥がされて、それが雨で流れるとホットスポットになってしまうんですよ。これは福島県でも現実にあって、寝た子を起こすようなことをしてしまいます。そういうことを後で作ってしまってから、住民からなんだこれということがあると思いますので、6-2の調査に土壌の項目が入っていないから、それは入れておいてもらえないかなど。ちゃんと調査した方が良いんじゃないかと思います。すっかりホットスポットがあると思いますよ。

【参考人】

放射線量率の御意見について、実際に尾根沿いで空間線量率を一度測定しました。その時で、何回か測ったんですけども、一番大きい値で $0.19 \mu \text{ Sv/h}$ という値でした。ただ、 $0.23 \mu \text{ Sv/h}$ を超えると除染対象になる認識はしておりますが。

【石井委員】

$0.19 \mu \text{ Sv/h}$ ということは、土は数千ベクレルくらいある可能性があるんですよ。それがホットスポットになると1以上とか2をはるかに超えてしまうような場所を作ってしまうことになるんですね。鉄塔を建てたり、土をいじると、 $0.19 \mu \text{ Sv/h}$ あったら絶対調査をしなくてははいけませんよ。 $0.08 \mu \text{ Sv/h}$ くらいなら、良いかなとも思いますけど、普通は $0.03 \mu \text{ Sv/h}$ が何もない状態ですから。そんな高かったなら、調査した方が。

【参考人】

承知いたしました。検討させていただきます。

【伊藤委員】

方法書の 379 頁で既に御紹介ありましたが、国土防災関係の指定の状況に鑑みて配慮書段階から南側の方が少し無くなったということですけども、第 3.2-21 図にあげられている土石流危険渓流について配慮されていないように思われるのですが、この理由について教えていただけないでしょうか。方法書ですと、173 頁に土石流危険渓流の指定状況ということで図示されております。

【参考人】

はい。土石流危険渓流に関して、173 頁に記載のとおり今の時点で区域に対して危険渓流が被ってしまっているという状況にはなっております。こちらに関しても、事業者側で事業リスクとして造成等を行う際には林地開発の方で許認可を取っていく必要がございますので、その審議の中で安全性を担保して申請をしていく必要がございます。そういったところで、非常にリスクの高い部分は避けざるを得ない状況ではありますので、

建てる際に危険な場所には建てないという方針で計画は進めていただくと考えております。

【伊藤委員】

ありがとうございます。事業を行うリスクというよりは、こちらに住んでいる住民の方のリスクを考えてこういったことを配慮してくださいというのが前回の配慮書で申し上げたとおりです。それも踏まえて、土石流危険渓流にほとんど入っているのに、こちらを選ばれた理由というのを教えてください。

【参考人】

住民の方への配慮というのはもちろんするつもりではございますが、先ほどのコンサル担当者からの回答と同じにはなりません、林地開発の中で対応したいなと考えております。

【伊藤委員】

土石流に関してですけれども、土石災害警戒区域及び土石災害特別警戒区域につきましては、土石災害の法律があるのでそういったものを重視されているのではないかなと推察されますが、そういった警戒区域や特別警戒区域を指定する際には、その以前に宮城県が抽出した土石災害の危険箇所を参考に指定されているはずで。ということは、現在は指定されていなくても、今、最優先のものから指定している状況だと思いますので、今後、さらに指定される可能性があるとして抽出されている箇所をあえて今回選んでいるのは何故ですかということです。

【参考人】

現状、私たちが一番最初にこの場所を選んだ理由というのがございます。まずは風、風力事業ですので風ですね。次に、東北電力との系統の空き容量でこの場所を選定させていただいております。それに伴って林道、この場所に関しては物を運べる、風車はものすごく大きいものですから、そういうことができる場所。既存で道がある場所。林道等を含めて現場を選んだ理由がございます。実際に、私たちが調査、事業者リスクとして机上のところさせていただいて、現状調査を始めさせていただいております。いくつか今、先生とお話された内容も現状を調べて分かってきているようなところもございます。それも含めて、今後スーパーゼネコンにはこういう箇所になりますので、調査、地質の調査、地形及びボーリングの調査をさせていただく中で本当に建てられない、住民の方からもこんな場所で建ててもらっては困るということがあれば、本当に事業の方はできませんので、それも含めて現状は調査をさせていただいて、白石市とも、宮城県からも許可をいただけないとできませんので、それも含めて意見を聞きながら慎重に進めていこうと今考えております。

【伊藤委員】

ありがとうございます。経済的な理由とか立地状況、特に風力ですので風況等があげられるのはよく分かりますが、一番大切なのは人命だと思います。経済的なところを配

慮されるのは事業として当然だと思いますけども、昨今特にこれまでの気象条件では理解できないような異常気象が発生しておりますので、かなり注目される事だと思いますので、私は基本的にはこういったところには入らない方がいいのではないかと思います。土石流の場合には、溪床の土砂だけではなくて、そこに水が集まってきて土石流が発生するということは、改変した時の、雨が降った後に、そこに水がどうやって集まっていくのかというのもシミュレーションした上で、それが安心安全でないとか、あるいは土砂が移動した時にそれを食い止める堰堤があるのかないのかということも含まれると思いますけども、そういったかなり広く行わなくてはならない事案だと思います。ですので、私は人命を優先するかたちで進めていただきたい。その後、今お話されたような風力発電事業が展開できるような立地としてこうなんだと言っていた方が いいのではないかなと思います。今一度、御配慮いただければと思います。

【参考人】

貴重な御意見ありがとうございます。今後の詳細設計をしていく中で、今の御意見を慎重に受け止めて進めていこうと思いますのでよろしくお願いたします。

<由井委員退席>

【山本会長】

今、退席なさいました由井委員から質問を一つ聞いておいていただきたいという御意見がありましたので、質問させていただきます。

前の配慮書のところで、県のゾーニングマップの話がありましたが、この地域はそのゾーニングマップのどれに当たるでしょうか確認してくださいという御依頼でしたので、お答えいただけますか。前回、資料として、そちらにもお渡ししたかと思いますが。

【参考人】

ゾーニングマップに関してですけども、宮城県知事の意見でもコメントいただいております、338頁にゾーニングマップの文言がございます。この中では、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき地域となっていると記載がありまして、分類としてはそこに該当するという状況になっております。

ただ、県の担当課の方と協議は行っておりまして、ここで風力発電の開発はできないわけではないと聞いておりまして、周囲が保安林であるとかそういった部分が制約に入ってきておりますので、その点に関して協議を進めていくということで検討を進めております。

【山本会長】

はい。確かにひっかかっていたかと思いましたが、確かにそうで、今、担当部署と協議中だということですか。

【参考人】

はい。そういうことです。

【山本会長】

ほかの委員の方も御確認いただきたいと思います。

では、同じところに関わりますので、私からも一つ。配慮書の時には、これは配慮書なので特に発言する必要はないかなと思ってましたが、方法書になりましたらこれはやはり言うておこうと思ひまして、具体に入りますので、環境影響の重大性の程度を整理しというところですが、温室効果ガス問題を考慮した実施計画をとということで、考慮するというは定量的な予測を立てた上で、どういふ地域をどんなふうに通いどういふ経路を使つて搬入するかなどを含めて風車のライフサイクルアセスメント的な考え方で定量的な予測をしていただきたいと思ひます。

【太田委員】

先ほど、白石市と協議中だといふ話でしたが、エナジーパーク構想の資料の7頁を見ますと、色線で書いてある道路について、以前の配慮書の時も、個別にヒアリングを受けた時もですけども、建設する時は工事用道路として使うのだけでも、その後は管理用道路という位置付けだと私たちは認識してはいたんですが、これを見ると、市街地と小原地区、越河地区を短絡し、地域の活性化に貢献しますと書いてあるんですね。もし、こういう構想だとすると、交通量の見積りとか位置付けといふかちょっとニュアンスが変わってくるかなと思ひます。構想中とはいえ、どこまで方法書で触れていただけるか分からないですが、現実問題として、環境影響を評価するとすると、この道路がどういふようになるのかで変わってくる可能性があるのかなと。それと、下の頁に花見広場などの公園として整備するといふようなことが書いてありますけども、これも前回の配慮書の段階でも言ったかと思ひますが、実際に工事する際に一旦裸地化あるいは大きく改変されたところの植生とかをどうするのかといふ質問をした時に、その時はまだ分からないといふ回答でしたけども、もしこういう構想があるならあるでどこかに書いていたかないと、それが環境にどう影響するのかといふことを考えなくてはいけなくなるので、いつも聞くと検討中ですよといふことになってしまうんですけど、こちらとしても対応が後手に回ってしまうので、指摘すべきことがこの段階でした方がいいのか大丈夫なのかといふことがよく分からないといふかそういう状態なので、これはどの程度、仮に白石市との協議がどうなったとしても、公園みたいな感じには整備しますとかあるいは、どう使われるかはともかくとして、この程度の規格の道路には整備しますよとか、そういう一体性がありましたらお聞かせください。

【参考人】

あくまでも、私たちがこういうふうに通いさせていただければ地元の方のためには、活性化に繋がるのではないかといふことで、あくまでも今は案として挙げています。私たちは、これを作った後に、この道は林道は誰が整備・維持していくんですかといふこともあります。例えば、事業者である私たちが20年間メンテナンスしていくのか、もしくは市でこれを受け取っていただいて市で管理するのか、そういうところも含めて今、お話をさせていただいております。私たちが考えるのは、越河と小原地区が実際に今は繋がっていない状態です。道としては、あるんですが通常使えるような道路ではありません。そういうところもあつて、緊急車両、普段は使わない道だと思ひます。ですので、

救急車両や緊急車両も行けるような道に最低でもなれば、よろしいのではないですかという話も進めさせていただいております。それが最低でもできるような道にはしていきたいと思っていますところ。例えば、この植生に関しても、私たちはこの花見の森ということでサクラが良いのではないですかと。中には、行政の方々からはできれば四季折々で例えば6月にはアジサイがあれば良いとかそういうことをおっしゃられる方もおられます。そういうところも今、あくまでも協議を進めていて、お話を聞いて、本当にその運営・管理というところまで、まだ話はいってませんので、そういうところも含めながら進めていければと思っています。もちろん、既存の自然を脅かすような種は設けませんので、そういうところも含めてお話もさせていただきながら、後、専門家の方、先生方を含めながら協議を進めていこうと思っていますので、よろしく願いいたします。

【太田委員】

結局、分からないということなので、どうこう言えないんですけども、もし仮に公園とかにして、それが素晴らしい公園で大人気にあって住民などがよく行くことになれば交通量が増えるわけですよ。そうすると、交通量の見積りとかで環境影響も変わってくるわけですよ。それ以上、現実的に何も言えないんですけども、その辺がいつ明らかになるのかとか、どの段階で環境影響を評価する根拠になるとか、もし決められないんだったら、こうだったらこうします、こうだったらこうしますと場合分けをしてもいいと思うので、なにかどこかの機会で教えてください。

【参考人】

今、この事業区域は、株式会社テクノシステム、私たちアカシア・リニューアブルズ株式会社、実際にこの山に調査に入っている状況でございます。私たちは北側に風況ポールを建てています。テクノシステムは南側に建てています。これを2社が同時に設置することは不可能と思っていますので、実際調査を始めるのが4月頃の予定になっておりますけども、金額もかなりの金額になります。両社がこれからもずっと競合して進めていくようなことはまずないと思います。例えば、4月くらいを目途になんとかこの2つの事業を1つにする。もしくは、両方断念する。というのは、そんなに遠くない未来にお話ができるのかなとは思っています。その辺を白石市とも早急に話を進めている状態です。地元の住民説明会させていただいて、先方のテクノシステムも参加しているなかで、住民の方はどちらの事業が本当にできるんだろうかとか思っていますので、そういったところも住民の方のことをまず第一に考えて安心安全ということを考えて、両社で協議を進めておりますので、なるべく早い段階で御説明できると思いますので、その時になれば、たぶん4月くらいだと思います。その時にはある程度のことが見通せると思いますので、もし次回テクノシステムで同じような方法書の説明会があると思います。その時には、ある程度もうちょっと進んだお話ができるのかなと私たちは望んでます。

【平野委員】

エナジーパーク構想に関して、こういうことをなされるのは基本的に地域にとっては良いことだと思います。悪影響を受ける人たちが少しでもプラスになるようなことをされ

る。ですが、環境影響評価として考えると、逆に言うとかいいうことをなさっている場合は、基本的に地元や白石市が合意したということが必ずしも環境影響評価として良かったということではない、ということを経験的に御理解いただければと思います。あくまでも環境影響評価は絶対評価であって、地元の住民や市にとっても、悪影響はあるけどもこういうメリットもあるんだったら受け入れようという政治的判断、経営的判断があるわけですので、でも、アセスメントはあくまでも絶対評価ですので、そこは間違えないように。合意が取れたので影響がないというような話にはしないように。

【参考人】

私たち事業者はリスクをしっかりと捉えて慎重に進めていくように考えていますので、ありがとうございます。

【永幡委員】

今のお話に関連して、例えば、公園を作ってそこに人がどんどん来るようになったら、車の数が増えて騒音レベルが上がりますよね。そうすると、人はその辺には住んでいないので問題ないかもしれませんが、野鳥とかへの影響は出てくると思います。実際に、色々工事とかする時に人間への騒音の影響ではなくて、野鳥への騒音の影響ということで、ちゃんと評価されている場合も結構ありますから、特に猛禽類とかいたら営巣の結果は騒音に関してはかなりシビアだということですので、もしそういうことも考えているんだったら、そこまで含めた調査を行っていただきたい。予測をちゃんとしていただきたいと思います。

【石井委員】

先ほどちょっと説明が足りなかったもので、こういう公園を作るとなると人が結構来ると思うんですけど、さっき聞いたら $0.19 \mu \text{ Sv/h}$ で、2011年の時には3倍くらいあって、 $0.6 \mu \text{ Sv/h}$ 。もう十分除染しなくてはいけないです。国の基準だと、もしここに家があったら、その家の周りは除染しなくては行かなかったんですよ。現在は、もう $0.19 \mu \text{ Sv/h}$ だから、こういうふうにするには全部除染しなくては行けませんよ。最低限 0.0 いくつかに。というのを覚悟の上で、やってもらえればということです。

【参考人】

先ほど先生がお話されていた猛禽類。実際にあの山はイノシシもいますし、サルもいますし、シカもいます。住民の方も山の上でこういう公園ができるのは良いことだけでも、降りてくる可能性もあるだろうと、そういう時はあなた達はどうか対処していただけるんですかと。実際にそういうこともあります。私たちは駆除に当たるだとか、そういうことも考えておりますので、工事中はもちろん下がってくることもあるかもしれませんが、工事終わった後はまた自分の住み家に戻るようなことになると思うんですけど、その後、ランニングコースだとかトレイルランとか人が集まった時はどのように対処するだとか、実際に住民が心配することもあります。そういうことに関しても、私たちは本当にこの山でできるのかということも含めて、必要なかどうかということも含めて、今お話をさせていただいています。

【石井委員】

僕が言っているのは、汚染土壌を何処に保管して、どうするのかということで、今、福島には仮置き場がいっぱいあって、あれをやるんですよと言っているわけで。

【参考人】

そのことも含めて、実際にお話されると思っていました。ですので、実際にそれを何処に保管できるのかということも含めて、その事業地内で収めないといけないと私たちも自覚しています。できない場合は、どこかにまた置くことも必要だということも認識しています。ですので、なるべくないように、盛り土をするだとか切り盛りをするだとかそういう計画をもちろんします。そういうふうにならないように、今の現状は設計に含めるようにしています。

【永幡委員】

騒音の方でいくつかあるんですが、まず、越河の方の地点を削りましたよね。そのことによって、何軒くらい影響受けるところは減ったんですか。189頁のところの65軒のうち、どれくらいが減ることになるんですか。

【参考人】

189頁の65軒に関してですけども、この65軒は確かに減ってはいるのですが、ちょっと正確な数字は分かりかねますがオーダーで言うと10軒から20軒程度とおっております。

【永幡委員】

分かりました。もう1件は、低周波の影響のところ、この辺はまだ色々議論があるところですが、配慮書の時に白石市の意見で最新のものをちゃんと見て、その上で評価してくれという話だったと思うんですけども、今年の10月にWHOが環境騒音の新しいガイドラインを出していて、そこに風車の健康影響について丁寧に述べられているので、それも確認の上、できるだけ最新の知見を活かした上で評価してください。

【参考人】

はい。承知いたしました。

【山本（和）委員】

2社での協議並びに市との協議で公園にするかどうか、そういうことも含めて経営的判断からすると営業開始時期というのは、これで大きく変更せず36年7月頃、これは動かさないと考えてよろしいでしょうか。止めるのであれば止めるんですけども、実施するとなるとどの辺をデッドラインと考えていらっしゃるのでしょうか。

【参考人】

順調に行けば、できるのではないかとこのところ、設計を進めているんですけども、

地元の合意を取っていきながら、なおかつここは水源かん養保安林ですので、最終的には県の許認可が下りないとできません。ですので、あくまでも私たちは全ての許認可関係、地元の合意が全て取れた、先ほど伊藤委員もお話されていましたが、やはりこういう地元の方の合意、一番は安全・安心というところが担保できないとなかなかそこまで進まないと私たちも思っていますので、あくまでもポジティブ化の今の計画ということになってます。

【山本（和）委員】

例えば、公園計画は置いておいて、風車の事業計画だけで36年7月。その後、公園の開発というような2段階で考えていて、今は公園は全く関係ない状態で審査していますので、その準備段階ですけども、その辺は両社どう重ねていくことになるのでしょうか。

【参考人】

公園に関しては、アカシアの案です。テクノシステムとお話をさせていただいて、テクノシステムも地元の方の合意を取るのは非常に大変です。風力事業。そういうところであって、例えば金銭的な補償とかそういうところは、何かしないといけないよねというところはあります。例えば、一地権者にお金を渡すということはできません。ですので、市の方に例えば売電の一部を渡して市民ファンドのようなかたちを設立させていただいて、そこで有効活用していただく。あくまでも、私たち事業者はこういうのが良いのではないですかと。例えば、公園みたいなどころだと皆さんが使える施設になりますしいかがですかと、もしくは教育の費用、学校に行く費用だとかそういう色々な提案をさせていただいております。ですので、そのうちの今は1つだと思っております。

【山本（和）委員】

当面、この計画はともかくとして、こちらの事業計画で審議は進んでいくと考えてよろしいでしょうか。

【参考人】

はい。そうです。今の内容は、経済産業省の事業認定を今年FIT20円を申請する予定になっています。あくまでも、この公園構想に関しては別というふうに今は考えていただいております。

【野口委員】

今は別枠で考えてると言ってらっしゃいましたが、同じ場所で事業はされますし、例えば、由井委員は今いらっしゃらないですけども、以前に由井委員から、猛禽類の衝突を避けるために、風車の供用期間中は周辺に伐開地を作らないようにということを確認してもらっているということを知ったことがございます。だから、実際には環境に対しては、周囲に公園などを作った時にやはり累積影響など出る可能性があると思うんですね。基本的には一体的に評価すべきだと思いますし、ただ、実際制度としてどうなっているのか、ちょっと事務局の方から教えていただけるといいかなと思います。

【事務局（川端技術補佐（班長））】

今回の案件はあくまでも風力発電事業に対するものですので、事業者がこの風力発電事業についてはこうですとする内容で、手続きは進むのかなと思います。もちろん、エナジーパーク構想が風力発電事業の一環でセットだというお話であれば、やはり一緒に手続きが進むのかなと思いますが、そうせざるを得ない、調査をせざるを得ないかなと思います。

【野口委員】

分かりました。例えば、別に公園化事業を立てるということになった場合には、その事業の規模に応じて、アセスを行うかどうかが決まってくるという理解でよろしいですか。

【事務局（川端技術補佐（班長））】

アセスの対象事業としては、宮城県ですと第1種事業ですと75ha以上であれば条例のアセス対象事業となりますので、その時は先行して行われる風力発電事業の方との累積的影響をそこで評価していくかたちになるかなと思います。

【野口委員】

分かりました。ありがとうございます。

【山本会長】

先の新蛇田の土地区画整理事業でもそうでしたけども、本来であればその後に建つものについては、全くアセスは及ばなかったものを、すぐにそのために作られる土地整備だからということで、強制というわけではなくって、お願いをして色んなことを行っていただくということも以前ありました。この件に関しましても、全く分けられてしまった場合は対象にならない可能性もあるということですよ。この件に関しては、県や白石市との協議の中で進展状況に応じて情報を出していただいて、それに合わせてこちらからも色んな情報提供をお願いしていくという方向で行くしかないかなと思います。スケジュール的に明確でないところもありますが、かといって評価書を出すところまで全く何も分かりませんということではないかなと思いますので、是非進展に合わせた対応をしていただければと、これは審査会からのお願いということになります。そういうかたちでよろしいでしょうか。

もし御意見がなければ、ここでこの審議は終わらせていただきたいと思います。参考人の方、長時間どうもありがとうございました。

最後に「その他」でございますが、事務局から何かございましたらお願いいたします。

【事務局（川端技術補佐（班長））】

事務局から連絡がございます。

本日御審議頂きました審議事項（2）（仮称）石巻港バイオマス発電事業__環境影響評価方法書につきましては、冒頭に担当から説明しましたとおり、技術審査会の答申を参

考とさせていただきます今後、事業者あて知事意見を提出する運びとなります。

また、本日の審議事項（3）白石越河風力発電事業に係る追加の御指摘等がございましたら、御意見送付票を資料 3-5 として御用意いたしましたので、御記入の上、1月10日（木）まで事務局あて送付いただければと思います。

次回の審査会については、1月24日に開催したいと考えておりますので、御忙しいところ大変恐れ入りますが、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

【山本会長】

ただ今の事務局からの連絡について、何か御質問等ございますでしょうか。

これで本日の議事の一切を終了することとし、以上をもって議長としての役目は終らせていただきます。

【事務局（大内副参事兼課長補佐（総括担当））】

山本会長、ありがとうございました。

委員の皆様には、お忙しいところ、長時間に渡り御審議いただき、誠にありがとうございました。

それでは、以上で環境影響評価技術審査会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。